

## 公社一般賃貸住宅の入居申込み基準の改正について

### 1 入居申込み基準改正の概要（特定優良賃貸・高齢者向け優良賃貸を除く）

#### (1) ① 60歳以上の高齢者世帯について従来の収入基準に加えて貯蓄額基準を追加する。

貯蓄額基準：申込み世帯の貯蓄額が月額家賃の100倍以上ある場合、収入基準に代えることができる。（申込者の貯蓄額が1/2以上あること。）

貯蓄額：金融機関の預貯金及び国債等の有価証券

※ 参考

最高家賃：「サンコート八事」の貯蓄額基準  $125,000\text{円/月} \times 100\text{倍} = 1,250\text{万円}$ の貯蓄額

最低家賃の貯蓄額基準  $60,000\text{円/月} \times 100\text{倍} = 600\text{万円}$ の貯蓄額

#### ② 収入と貯蓄額の合算による基準を追加する。（対象：全世帯）

申込者本人の収入が収入基準の1/2（165万円）以上、かつ貯蓄額基準の1/2以上を満たすこと。

○ 申込み時に必要となる書類

金融機関発行の預金残高証明又は名義の確認できる通帳の写し（発行後7日以内のもの）

対象：全世帯

#### (2) 公社指定の保証会社の機関保証を利用する場合を追加する。

収入・貯蓄額基準及び合算基準を概ね9割満たしている場合、保証会社の審査に適合すれば申込み可能。

### 2 改正の時期

令和2年6月1日

### 3 その他

(1) 入居世帯・条件・同居者の収入等についての取扱いは、現行どおりとする。

(2) サニーコート鳴海は除外とする。